

## 徳島県賃上げ応援金プラス（上乘せコース）交付要綱

### （目的）

第1条 原油・原材料価格の高騰等が長期化する中、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下「国の助成金」という。）を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、賃上げを行う中小・小規模事業者を支援することにより、労働者の所得向上を促進するため、予算の範囲内で徳島県賃上げ応援金プラス（上乘せコース）（以下「応援金」という。）を支給する。

### （対象者）

第2条 応援金の支給の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）徳島県内に事業場があること。
- （2）令和5年4月1日以降に、徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、令和6年2月28日までに確定通知を受けていること。
- （3）国の助成金の交付額確定通知書及び当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳等）を適切に整備し、保管していること。
- （4）過去3年間に、労働関係法令に違反していないこと。
- （5）申請時において徳島県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （6）申請時において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てを行っていないこと。
- （7）宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- （8）県税の全税目に滞納がないこと。
- （9）国、地方公共団体及び特別の法律により、特別の設置行為をもって設置された法人（その資本金の全部又は大部分が、国又は地方公共団体からの出資による法人をいう。）でないこと。
- （10）その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人でないこと。

### （対象経費及び助成率）

第3条 応援金の対象経費は、令和5年4月1日以降に、徳島労働局に国の助成金の交付申請を行い、令和6年2月28日までに確定通知を受けた国の助成金の助成対象経費（支出済経費であるもの）とする。

- 2 応援金の助成率は、10分の1とする。
- 3 応援金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 国の助成金の助成対象経費（支出済経費であるもの）が国の助成基準額（上限額）を

越える場合は、国の助成基準額（上限額）の10分の1を応援金の助成上限額とする。

（支給申請等の手続）

第4条 応援金の支給を受けようとする事業者は、別紙「徳島県賃上げ応援金プラス（上乘せコース）支給申請書兼請求書」（以下「支給申請書兼請求書」という。）（様式第1号）を令和6年3月6日までに知事に提出するものとする。

2 前項の支給申請書兼請求書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）申請総括表（様式第2号）
- （2）国の助成金の交付額確定通知書の写し
- （3）国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
- （4）県税に滞納がないことを証明する納税証明書

（支給の決定等）

第5条 知事は、前条の規定により支給申請書兼請求書及び添付書類の提出があった場合には、内容を審査の上、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり通知等を行うものとする。

- （1）支給を決定したもの 様式第3号により申請者に通知するとともに、応援金を支給する。
- （2）不支給を決定したもの 様式第4号により申請者に通知する。

（支給決定の取消し）

第6条 知事は、応援金の支給を受けた事業者（以下「応援事業者」という。）が次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、応援金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定又は支給決定内容に違反したとき
- （2）偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により応援金の支給を受けたとき
- （3）第2条の要件を満たさないことが判明したとき

（返還）

第7条 知事は、前条の規定により応援金の支給決定を取り消した場合において、既に申請者に応援金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理）

第8条 応援事業者は、事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第9条 知事は、応援金の交付に関して必要があると認めるときは、応援事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行う。

2 知事は、応援金の交付に関して必要があると認めるときは、国の助成金の交付状況について、徳島労働局に対し確認を行う。

3 応援事業者は、前2項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

(参考)

助成上限額表

国の助成金					応援金
コース区分	引上げ額	引上げ労働者数	助成上限額		助成上限額
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	国の助成金の助成上限額の1/10
		2～3人	50万円	90万円	
		4～6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上(※)	120万円	130万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	
		2～3人	70万円	110万円	
		4～6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上(※)	180万円	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	
		2～3人	90万円	160万円	
		4～6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上(※)	300万円	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	
		2～3人	150万円	240万円	
		4～6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上(※)	600万円	600万円	

(※) 10人以上の上限額区分は、以下の①、②又は③に該当する事業場が対象

①賃金要件：事業場内最低賃金950円未満の事業者

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者

③物価高騰要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が3%ポイント以上低下している事業者

(※) 国の助成金については、最新の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」の適用を受けるものとする。